

第二次環境基本計画の見直しについて

1. 背景

環境基本計画は、平成6年12月に「循環」・「共生」・「参加」・「国際的取組」の4つの長期的目標を定めた第一次計画が策定され、その実施状況を踏まえ、「理念から実行への展開」を図るための11の戦略的プログラムが盛り込まれた第二次計画が平成12年12月に閣議決定されている。

環境基本計画は、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、5年後程度を目途に見直しを行うこととされている。

(参考：環境基本法第15条)

第15条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2. スケジュール

平成17年2月14日	中央環境審議会へ環境基本計画見直しの諮問
7月19日	第三次環境基本計画策定に向けた考え方 (計画策定に向けた中間とりまとめ) 公表
夏～	各種団体との意見交換 総論的事項及び個別的事項の検討
平成17年内目途	原案のとりまとめ
平成18年1月以降	パブリックコメント 地方ブロック別ヒアリングによる各主体の意見聴取 中央環境審議会答申 第三次環境基本計画の閣議決定